

# 監理措置制度について

---



世界をつなぐ。未来をつくる。

**出入国在留管理庁**

Immigration Services Agency

**令和7年5月**

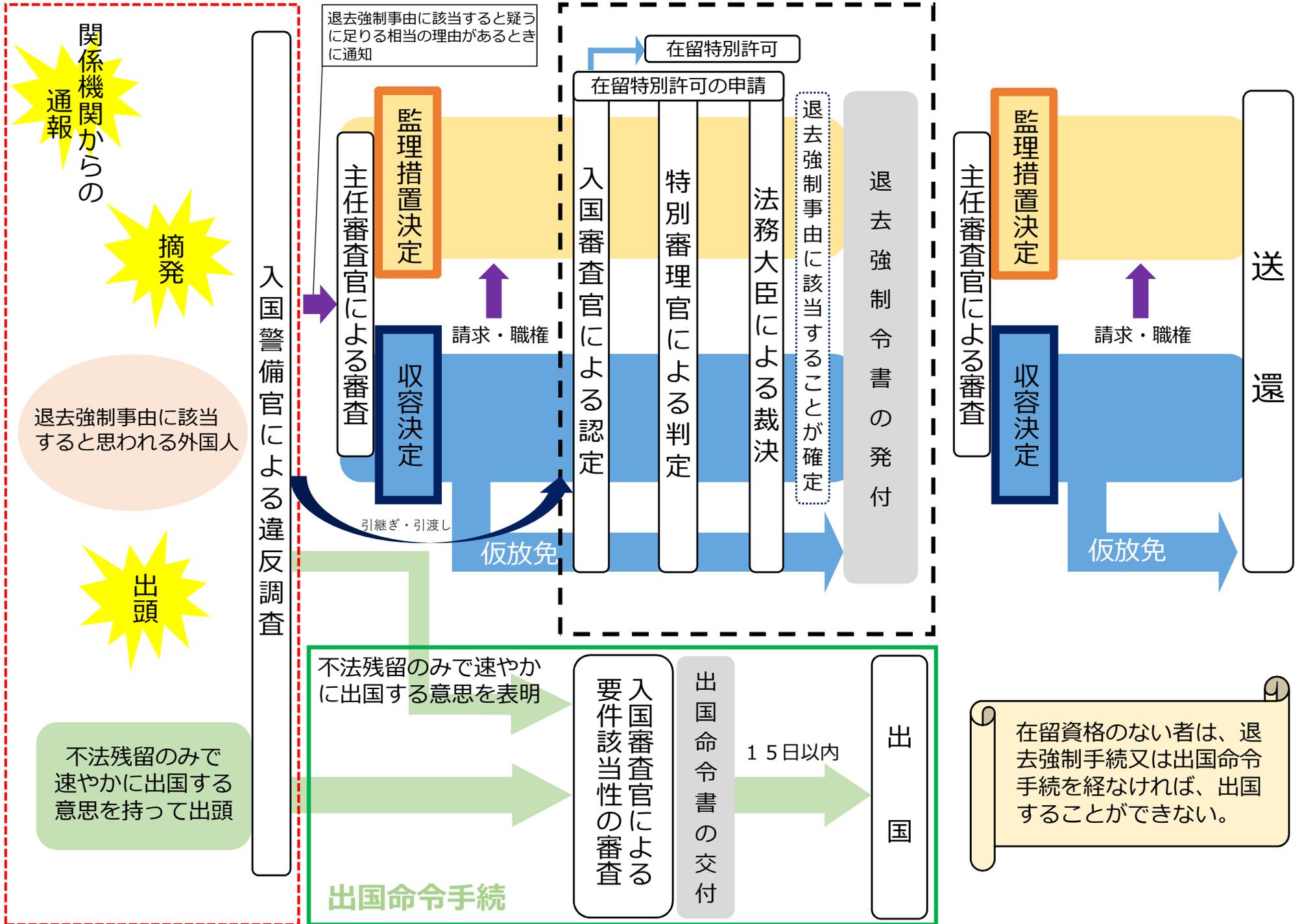


- 監理措置は、**監理人の監理の下**、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり、社会内での生活を許容しながら

## 退去強制手続を進める措置

- ※ 法律上、監理措置は、「監理人による監理に付する措置」と定義
- ※ 監理措置に付された人を「被監理者」という

# 退去強制手続の概要





## 監理措置制度が創設された背景

- 送還忌避者： 3,224人 ※ 令和3年末時点
  - 被収容者： **79人**
  - 被仮放免者：**2,546人**
  - 仮放免逃亡者： **599人**（令和4年末時点で**約1,400人**）

⇒ 病気等のため一時的に収容を解く仮放免許可を柔軟に活用していた。

⇒ 他方で、**仮放免許可後に逃亡し当局から手配中の者が年々増加**

<参考> 仮放免逃亡者数の推移



➡ 令和5年改正入管法により、逃亡等を防止するための手段を備えた収容代替措置として、監理措置制度を創設

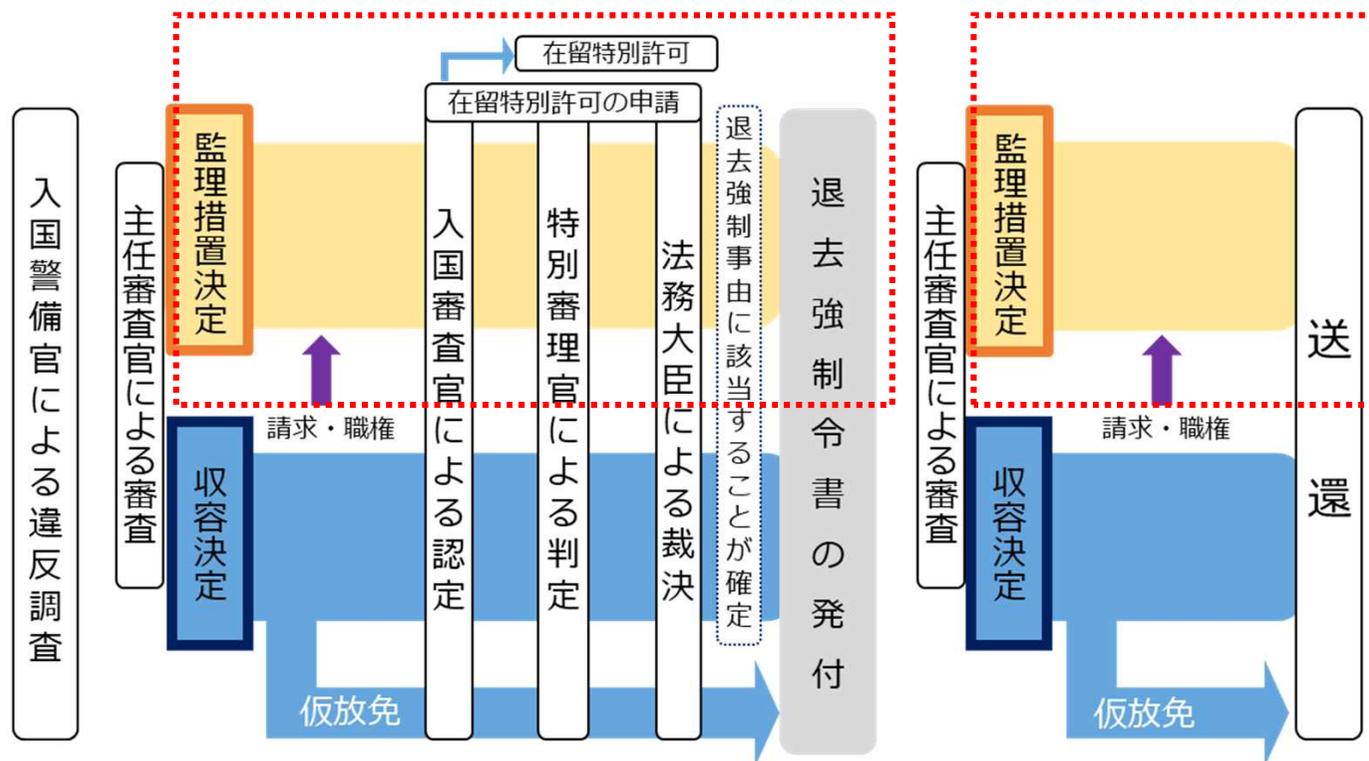


# 監理措置制度の概要

➤ 監理措置は、

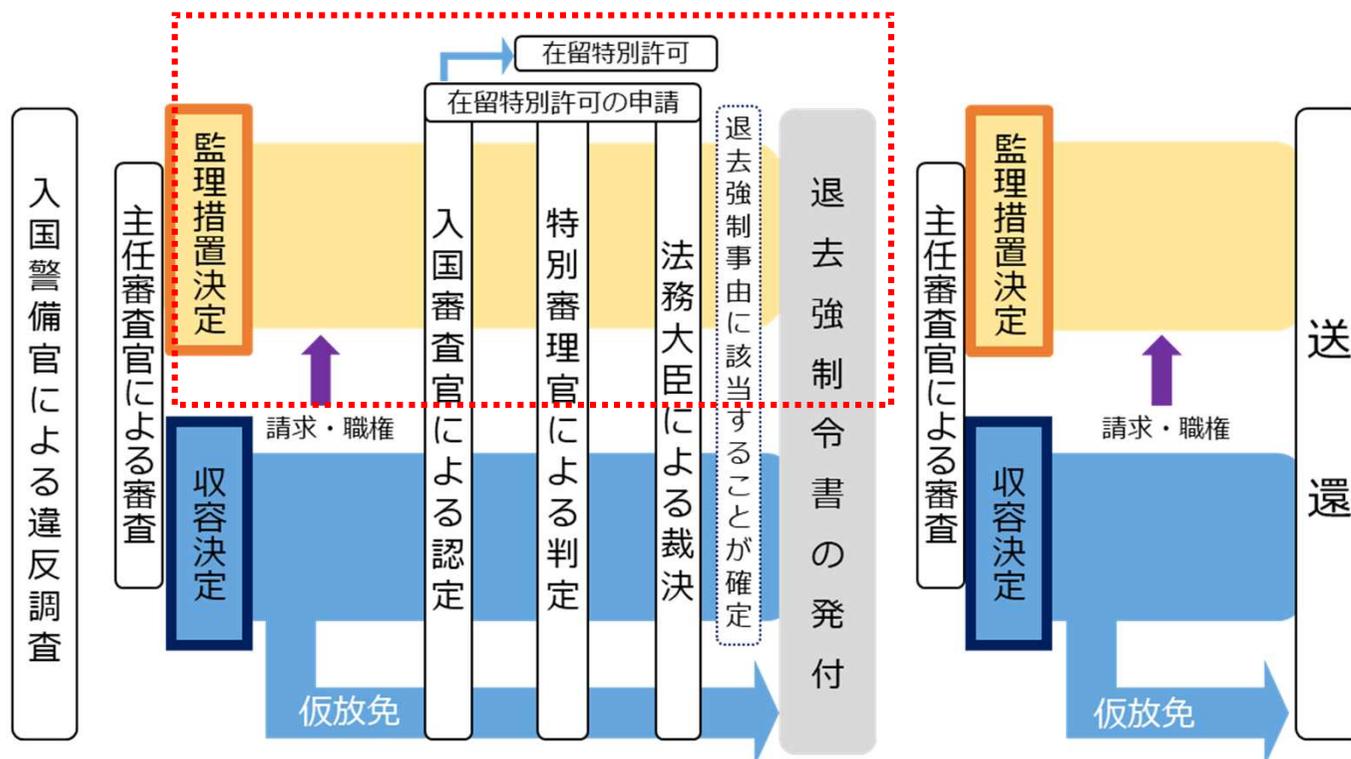
- 退去強制令書発付**前**のもの（入管法第44条の2以下に規定）
- 退去強制令書発付**後**のもの（入管法第52条の2以下に規定）

がある



## 退去強制令書発付前の監理措置の要件

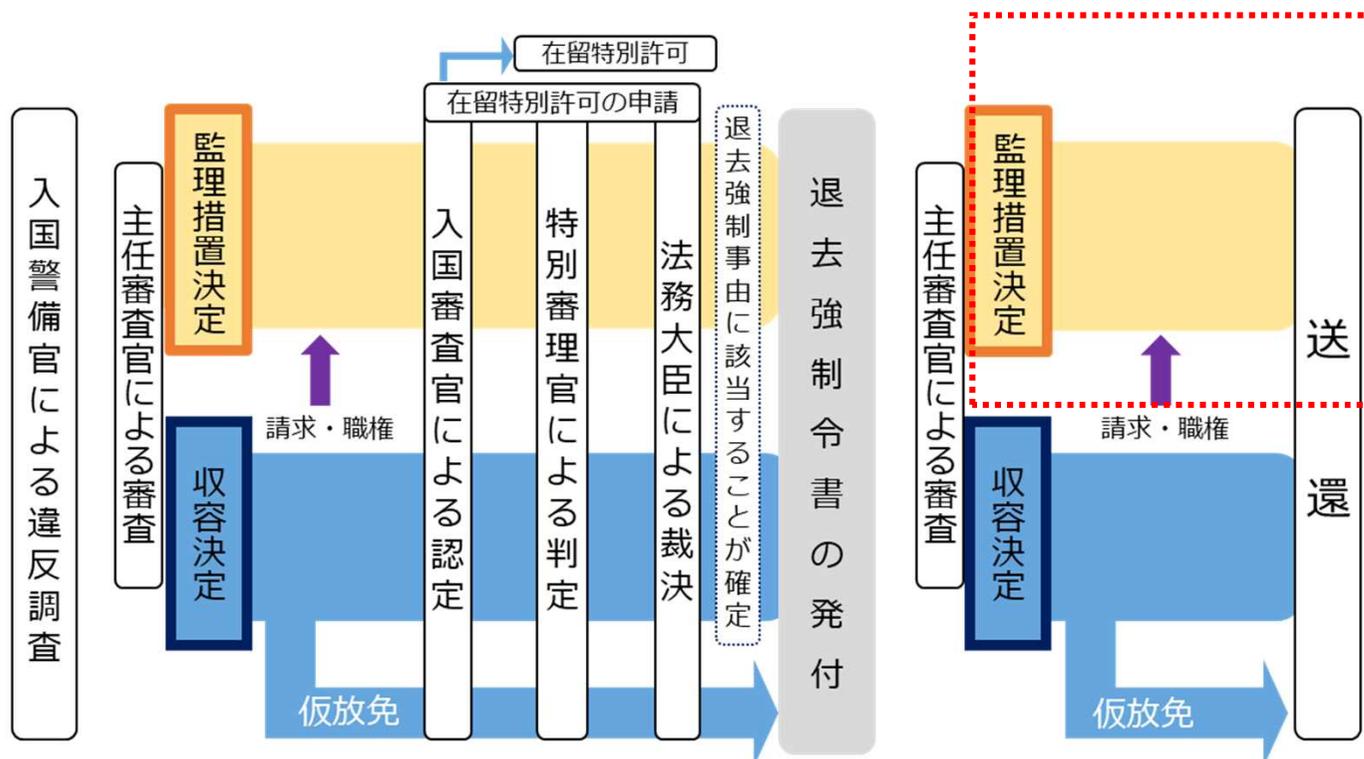
- 監理人が選定できること
- 主任審査官が、監理措置決定を受けようとする外国人が**逃亡**し、又は**証拠を隠滅**するおそれの程度、**収容により受ける不利益の程度**その他の事情を**総合的に考慮**して、収容しないで退去強制手続を行うことを相当と認めること



※ 退去強制令書発付前の被監理者は、**生計の維持に必要な範囲内で、例外的に報酬を受ける活動**を認められることがある

## 退去強制令書発付後の監理措置の要件

- 監理人が選定できること
- 主任審査官が、監理措置決定を受けようとする外国人が**逃亡**し、又は**不法就労活動**をするおそれの程度、**収容により受ける不利益の程度**その他の事情を**総合的に考慮**して、送還可能のときまで収容しないことを相当と認めること



※ 退去強制令書発付後の被監理者は、**報酬を受け**  
**る活動はできない**



➤ 被監理者は、次の事項を遵守する必要がある

- ✓ 監理措置決定通知書の**携帯・提示義務**
- ✓ **監理措置条件**の遵守
- ✓ 定期的な**届出義務**の履行



### 監理措置決定通知書の携帯・提示義務

- 被監理者には、**監理措置決定通知書**が交付される
- 在留カードを持っている場合を除いて、監理措置決定通知書を  
**常に携帯しなければならない。**
- 入国審査官、入国警備官、警察官、地方公共団体の職員等に要求されたときは、監理措置決定通知書を**提示しなければならない**



## 監理措置決定通知書の携帯・提示義務

表

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>ア 住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。</p> <p>イ 監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され保証金の全部又は一部が没取されることがあります。 なお、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに同活動(在留資格をもって在留する者による活動を除く。)を行ったとき又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰されることがあります。</p> <p>ウ 法第44条の5第1項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消されることがあります。</p> <p>エ 退去強制令書の発付後は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。</p> <p>オ 報酬を受ける活動の内容(勤務先や報酬額等)や生計(同居者の人数・家賃額等)に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。</p> <p>カ 本通知書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。 また、出頭の際は、本通知書を持参してください。</p>	<p style="text-align: right;">日本国政府法務省</p> <p style="text-align: center;">監理措置決定通知書</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>監理措置決定番号 _____</p> <p>発行年月日 _____</p> <p>発行官署 _____</p> <p style="text-align: right;">出入国在留管理庁</p>
--	---



# 被監理者の遵守事項

## 監理措置決定通知書の携帯・提示義務

裏

出入国在留管理庁 殿

出入国管理及び難民認定法第 一 条の2第 一 項の規定により、  
 あなたを監理措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 決 定 日 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 印

監理措置の条件

1 住 居 \_\_\_\_\_

2 行動範囲 \_\_\_\_\_

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び 証拠の隠滅を防止する / 不法就労活動を防止する ために必要な条件

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件  有(許可番号: \_\_\_\_\_ 号・許可年月日: \_\_\_\_\_)  無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(2) 活 動 の 内 容 \_\_\_\_\_

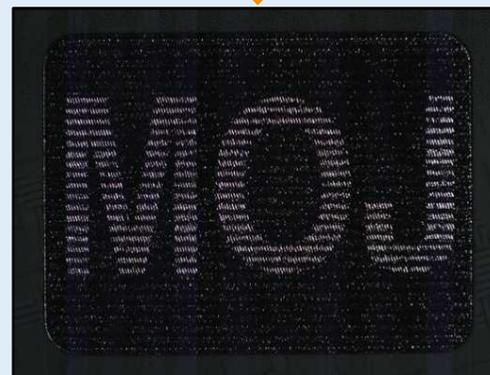
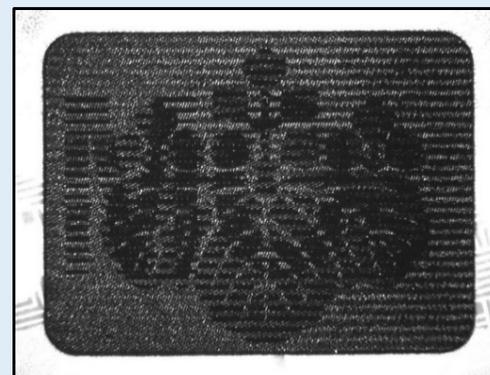
(3) 報酬額の上限(月額) \_\_\_\_\_

(4) そ の 他 の 条 件 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 印

### チェンジング箱

見る角度によって、桐の紋章と「MOJ」の文字が切り替わる。





## 監理措置条件の遵守

- 監理措置決定通知書には、次の条件が記載される（**監理措置条件**）
  - ・ 住居
  - ・ 行動範囲の制限
  - ・ 呼出しに対する出頭の義務（届出義務とは異なる）
  - ・ その他逃亡等を防止するために必要と認める条件

- ※ 上記のほか、主任審査官が被監理者の逃亡等を防止するために必要と認めるときは、300万円を超えない範囲内で**保証金を納付**することが条件とされることがある
- ※ 監理措置条件に違反した場合には、**監理措置決定が取り消される**ことがある



## 監理措置条件の遵守

- 被監理者の監理措置条件は、退去強制令書発付前と後とで異なる

### 退去強制令書発付前の監理措置条件

- ・ 住居
- ・ 行動範囲の制限（原則として、指定住居の属する都道府県の区域内）
- ・ 呼出しに対する出頭の義務
- ・ 逃亡及び証拠の隠滅の禁止 その他主任審査官が特に必要と認める事項



### 退去強制令書発付後の監理措置条件

- ・ 住居
- ・ 行動範囲の制限（原則として、指定住居の属する都道府県の区域内）
- ・ 呼出しに対する出頭の義務
- ・ 逃亡及び就労の禁止 その他主任審査官が特に必要と認める事項



# 被監理者の遵守事項

## 監理措置条件の遵守

監理措置の条件

1 住 居 **(例) 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1**

2 行動範囲 **(例) 東京都内**

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び ~~証拠の隠滅を防止する~~ 不法就労活動を防止する ために必要な条件

**(例) 逃亡及び就労の禁止**

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件  有(許可番号: \_\_\_\_\_ 号・許可年月日: \_\_\_\_\_)  無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

(2) 活 動 の 内 容 \_\_\_\_\_

(3) 報酬額の上限(月額) \_\_\_\_\_

(4) そ の 他 の 条 件 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 印



### 被監理者の届出義務

※ 郵送による届出は認められていません

➤ 地方出入国在留管理官署に出頭し、例えば、次に掲げる事項を

**届け出**なければならない

- ・ 監理措置条件の遵守状況
- ・ 監理人との連絡状況 など

➤ 届出日は、

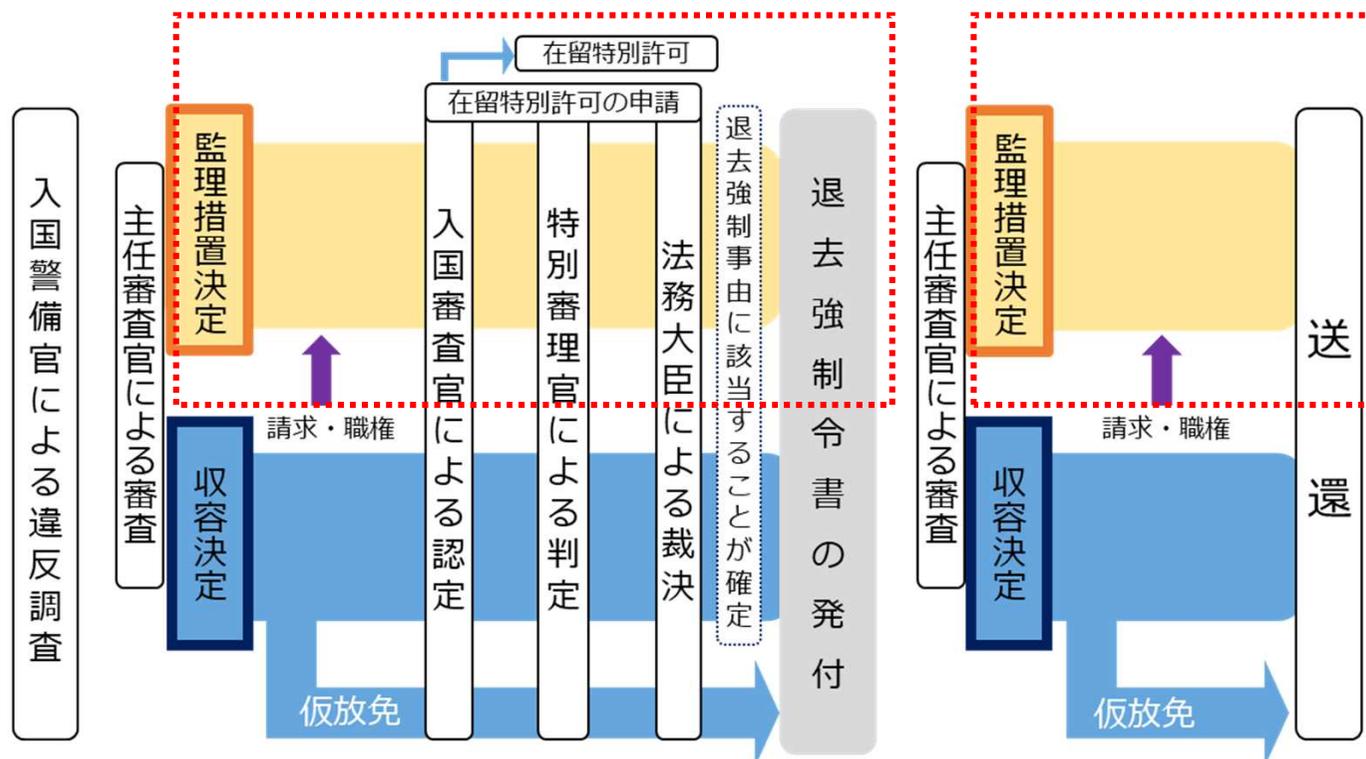
- ・ 被監理者が監理措置に付された日
- ・ 直近に届出をした日

から3月を超えない範囲内で、主任審査官が指定

※ 届出をしなかった場合や虚偽の届出をしたときは、**監理措置決定が取り消される**ことがある



- 監理措置決定の取消事由は、
- 退去強制令書発付前の取消事由（入管法第44条の4以下に規定）
  - 退去強制令書発付後の取消事由（入管法第52条の4以下に規定）
- がある





## 退去強制令書発付前の監理措置決定の取消事由

次に掲げる事由に該当する場合には、監理措置決定を**取り消さなければならない**とされている

- A) 保証金を納付することが条件とされた場合に、保証金を納付しなかったとき
- B) 監理人の選定が取り消された場合等において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき

次に掲げる事由に該当する場合には、監理措置決定を**取り消すことができる**とされている

1. 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき
2. 証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき
3. 監理措置条件に違反したとき
4. 第十九条第一項の規定に違反する活動を行つたとき、報酬を受ける活動の許可を受けないで報酬を受ける活動（在留資格をもつて在留する者による活動を除く。）を行つたとき、又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたとき
5. 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

※ 退去強制令書発付前の被監理者の監理人は、**上記1～5**のいずれかに該当することを知ったときは、**届出**をしなければならない



## 監理措置決定の取消

### 退去強制令書発付後の監理措置決定の取消事由

次に掲げる事由に該当する場合には、監理措置決定を**取り消さなければならない**とされている

- A) 保証金を納付することが条件とされた場合に、保証金を納付しなかったとき
- B) 監理人の選定が取り消された場合等において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき

次に掲げる事由に該当する場合には、監理措置決定を**取り消すことができる**とされている

1. **送還を実施するために被監理者を収容する必要性が生じたとき**
2. 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき
3. 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき
4. 監理措置条件に違反したとき
5. 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

※ 退去強制令書発付前の被監理者の監理人は、**上記2～5**のいずれかに該当することを知ったときは、**届出**をしなければならない

## Q. 監理措置決定が取り消されたことは監理人に通知されますか

A. 主任審査官が監理措置決定を取り消したときは、監理人に対して、取消等通知書を交付し、監理措置決定が取り消された旨を通知することとされています。

別記第15号様式

年 月 日

取 消 等 通 知 書

殿

下記の者に係る については、出入国  
管理及び難民認定法第 条のの規定に基づき「取り消した」ので通知  
します。

記

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 国 籍 ・ 地 域 \_\_\_\_\_

4 監理措置決定番号 \_\_\_\_\_

5 取消等決定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局

主任審査官 \_\_\_\_\_

## Q. 監理措置決定が取り消された場合、監理人は処罰を受けますか

A. 監理人は、自己が監理する被監理者の監理措置決定が取り消されたことをもって、処罰されることはありません。

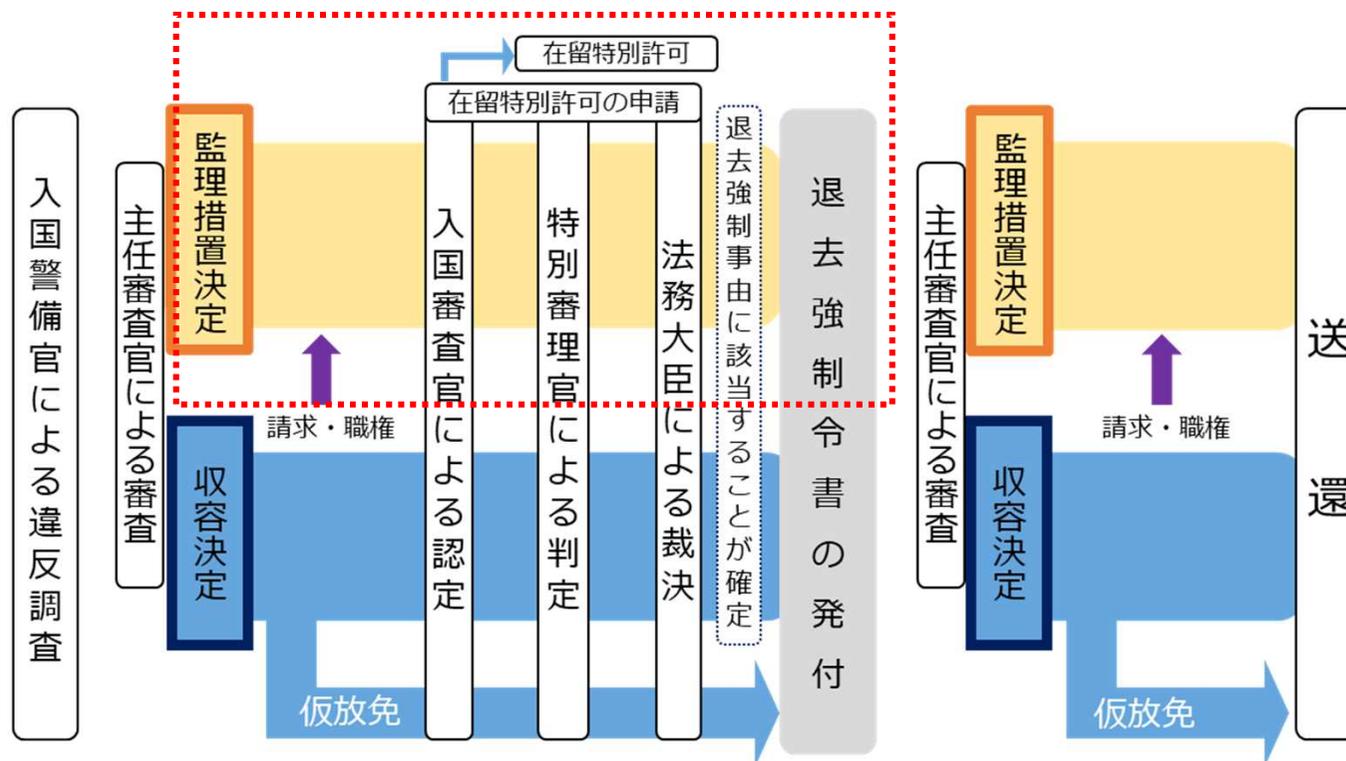
ただし、被監理者が逃亡した場合など、被監理者が監理措置決定の取消事由のいずれかに該当することを知ったときは、当該事由が発生したことを知ったときから7日以内に、被監理者の事務を担当している地方出入国在留管理官署に届出を行わなければならない、その届出をしなかったときには、処罰を受けることがあります。



# 報酬を受ける活動の許可



- 在留資格がない外国人は、原則として、就労不可
- ただし、**退去強制令書が発付される前**の被監理者に限り、**例外的に報酬を**  
受ける活動に従事することが許可されることがある





## 報酬を受ける活動の許可

報酬を受ける活動は、次に掲げる**いずれの要件にも適合すると認められる場合に許可**することができる

- 退去強制令書発付前の被監理者からの申請であること
- 当該申請を行うことについて監理人の同意があること
- 当該被監理者が従事しようとする活動が、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当なものであること
- 当該活動に従事することが、被監理者の**生計を維持するために必要であつて、その報酬額が生計の維持に必要な範囲内**であること
- 当該活動に従事することが相当と認められること
- 当該活動が監理人による監理の下で行われるものであること



# 報酬を受ける活動の許可

## 報酬を受ける活動の許可の条件

報酬を受ける活動が許可されたときは、次に掲げる条件が、被監理者の  
**監理措置決定通知書**に記載される

- 勤務先
- 活動の内容
- 報酬額の上限
- その他の条件

監理措置の条件

1 住 居 -----

2 行動範囲 -----

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び 証拠の隠滅を防止する／不法就労活動を防止する ために必要な条件 -----

---

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件  有(許可番号： \_\_\_\_\_ 号・許可年月日： \_\_\_\_\_ )  無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名 称 -----

所在地 -----

(2) 活 動 の 内 容 -----

(3) 報酬額の上限(月額) -----

(4) そ の 他 の 条 件 -----

印

出入国在留管理庁



## 報酬を受ける活動の許可の条件

### 勤務先・活動の内容

- 報酬を受ける活動の許可申請の際に提出された雇用契約書等に基づき、主任審査官が、勤務先となる本邦の公私の機関・活動の内容を指定

### 報酬額の上限

- 報酬を受ける活動は、生計の維持に必要な範囲内で許可することができる
- **報酬額の上限は**、生活保護における生活扶助及び住宅扶助の水準を参考にしつつ、被監理者や被監理者と生計を一にする者等の**資産及び収入**、監理人等の第三者による**援助の見込み等を考慮して、個別の事案ごとに判断**される

### その他の条件

- 「監理人及び主任審査官に給与明細の写しその他必要な書類を提出すること」と記載されるほか、報酬を受ける活動を許可するに当たり、主任審査官が必要と認める具体的な条件がある場合には、当該条件が記載される



## 報酬を受ける活動の許可についてよくある質問

### Q. 働ける職種に制限はありますか

A. 法律上、主任審査官は、本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受け  
る活動として相当であるものを行うことを許可することができるとされています。

どのような活動が「報酬を受ける活動として相当である」かは、個別の事案ごとに判断されますが、例えば、次に掲げる事項に該当する場合には、「報酬を受ける活動として相当」でない  
と判断されます。

- ・ 従事しようとする活動が、法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる場合
- ・ 従事しようとする活動が、風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所  
において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異  
性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介事業に従事して行う活動である場合
- ・ 勤務先が、源泉徴収義務を適切に履行していると認められない場合

### Q. 報酬を受ける活動として、自ら会社を経営することはできますか

A. 報酬を受ける活動の許可の対象は、「本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行  
う報酬を受ける活動」であるため、被監理者が、収入を伴う事業を運営する活動を行うことは  
できません。



## 報酬を受ける活動の許可についてよくある質問

**Q. 在留資格がない退去強制令書発付前の被監理者が、報酬を受ける活動の許可を受けずに仕事をしたときには、どのような処罰を受けることになりますか。**

A. 退去強制令書発付前の被監理者で、報酬を受ける活動の許可を受けずに報酬を受ける活動を行ったもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったもの（在留資格をもって在留する者を除く。）は、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する旨規定されています。

**Q. 退去強制令書が発付された後も、報酬を受ける活動を行うことはできますか。**

A. 法令に違反し、法令に基づく手続の結果、退去強制が確定した外国人は、速やかに本邦から退去することが原則であり、**退去強制令書が発付された被監理者は、働くことはできません。**

なお、退去強制令書発付後の被監理者で、収入を伴う事業を運営する活動を行ったもの又は報酬を受ける活動を行ったものは、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する旨規定されています。

## Q. 被監理者の退去強制令書の発付の有無はどのように確認することができますか。

A. **退去強制令書発付前の監理措置は入管法第44条の2の規定によるものであり、退去強制令書発付後の監理措置は第52条の2の規定によるもの**であるところ、被監理者に交付する監理措置決定通知書には、いずれの規定により監理措置に付したのか記載しています。

また、就労が認められない退去強制令書発付後の監理措置決定通知書には、「就労の禁止」を条件として記載しています。

そのため、被監理者に交付された監理措置決定通知書を確認することにより、当該被監理者に退去強制令書が発付されているか否かを確認することができます。

出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法第 一 条の2第 一 項の規定により、  
あなたを監理措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生年月日 \_\_\_\_\_

3 国籍・地域 \_\_\_\_\_

4 決 定 日 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 印

監理措置の条件

1 住 居 \_\_\_\_\_

2 行動範囲 \_\_\_\_\_

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び 証拠の隠滅を防止する / 不法就労活動を防止する ために必要な条件

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件  有(許可番号: \_\_\_\_\_ 号・許可年月日: \_\_\_\_\_)  無

(1) 勤務先の名称及び所在地  
名 称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

(2) 活 動 の 内 容 \_\_\_\_\_

(3) 報酬額の上限(月額) \_\_\_\_\_

(4) そ の 他 の 条 件 \_\_\_\_\_

出入国在留管理庁 印

## ➤ 監理人は、次の3つの要件を満たしている者から選定される

1. **監理人の責務を理解**していること
2. 監理措置決定を受けようとする外国人の**監理人となることを承諾**していること
3. **任務遂行の能力を考慮**して、監理措置決定を受けようとする外国人の監理人として**適当と認められる**こと

※ 監理人は、典型的には、本人の親族や知人など本人に身近な人を想定しているが、これに限るものではない  
(例) 行政書士、弁護士、支援者、登録支援機関の職員など・・・



## 監理人の責務

➤ 「監理人の責務」は次の4つ

- ① 被監理者の**生活状況の把握**、被監理者に対する**指導・監督**を行うこと
- ② 被監理者からの**相談に応じ**、被監理者に対し**援助**を行うよう**努める**こと
- ③ 届け出るべき事由（届出事由）が発生した場合には、**届出**を行うこと
- ④ 主任審査官から報告を求められたときは、**報告**をすること



## 監理人の責務

### 被監理者の生活状況の把握、被監理者に対する指導・監督

- ✓ 例えば、被監理者と定期的に連絡を取って、監理措置条件や届出義務を守っているか確認するとともに、被監理者が条件などを守って生活できるよう必要な指導・監督をする

- ※ 被監理者に届出義務や監理措置条件を遵守させるために必要な範囲内で行っていただくもの
- ※ 常時、本人の生活状況を把握しなければならないなどの過度な負担を求めるものではない



## 監理人の責務

被監理者から相談に応じ、被監理者に対し援助を行うよう努めること

- ✓ 監理人は、被監理者が届出義務や監理措置条件を遵守できるようにするため、**被監理者からの相談に応じて、適切な援助を行うように努める**必要がある

- ✓ 例えば、
  - 被監理者が入管へ届出に行く際に付き添うこと
  - 入管の手続きについて、被監理者から相談を受けた際には、当該手続を担当している入管の窓口・部門を教示する など



## 監理人の責務

届出事由が発生した場合には、届出を行うこと（監理人の届出）

- ✓ 監理人は、**届出事由が発生したとき**は、届け出るべき事項が発生したことを知ったときから**7日以内**に届け出なければならない

※ 監理人は、定期的に届け出る必要はない（届出事由が発生した場合のみ）

（⇔ 被監理者は3月を超えない範囲内で、定期的に届出をしなければならない）

※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をしたときは、監理人の選定を取り消されることや処罰を受けることがある



## 届出事由が発生した場合には、届出を行うこと（監理人の届出）

### 届出事由

- 被監理者が特定の監理措置決定の取消事由のいずれかに該当することを知ったとき
- 被監理者が死亡したとき
- 監理人の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）又は電話番号その他の連絡手段となり得る情報を変更したとき
- 監理人と被監理者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある関係を含む。）がある場合において、当該親族関係が終了したとき
- 監理人と被監理者との間に雇用関係がある場合において、当該雇用関係が終了したとき
- 監理人又は被監理者に関する事項について、主任審査官が監理措置を継続することに支障が生ずるものとして届出を求めることとしたとき

※届出事由は、入管法第44条の3第4項又は第52条の3第4項に規定



# 監理人の要件

届出事由が発生した場合には、届出を行うこと（監理人の届出）

※郵送でも可能

- ✓ 届出をする際には、**監理人届出書**を提出しなければならない

## 届出事項

- 届出に係る事実
- 届出に係る事実が発生した日付
- 届出に係る事実を知った経緯

3 届出の内容	① 届出事由	<input type="checkbox"/> 逃亡 <input type="checkbox"/> 不法就労 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 証拠隠滅 <input type="checkbox"/> 虚偽届出・不届出 <input type="checkbox"/> 条件違反 <input type="checkbox"/> 死亡       )
	② 当該事由が発生した年月日	年 月 日
	③ 当該事由が発生したことを知った年月日	年 月 日
	④ 当該事由の具体的内容及び当該事由の発生を知った経緯	

以上の記載内容は変更し不着せりまひ

別記第18号様式  
 監 理 人 届 出 書

出入国在留管理局 支局 主任審査官 殿

出入国管理及び難民認定法第44条の3第4項又は第52条の3第4項の規定に基づき、次のとおり必要事項を届け出ます。

1 監理人の身分事項等	(ふりがな) ① 氏名又は名称	
	② 住居地 (法人その他の団体の場合は本店又は主たる事務所の所在地)	(電話 - - )
	(ふりがな) ③ 代表者の氏名 (法人等の団体の場合のみ記入)	
2 被監理者の身分事項等	① 氏名	
	② 生年月日	年 月 日
	③ 国籍・地域	
3 届出の内容	① 届出事由	<input type="checkbox"/> 逃亡 <input type="checkbox"/> 不法就労 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 証拠隠滅 <input type="checkbox"/> 虚偽届出・不届出 <input type="checkbox"/> 条件違反 <input type="checkbox"/> 死亡       )
	② 当該事由が発生した年月日	年 月 日
	③ 当該事由が発生したことを知った年月日	年 月 日
	④ 当該事由の具体的内容及び当該事由の発生を知った経緯	

監理人の署名/届出年月日

年 月 日

(注意)  
 1 出入国管理及び難民認定法第44条の3第4項に基づく届出について、3①の「逃亡」及び「証拠隠滅」には、それを行うに足る相当の理由があるときを含みます。  
 2 出入国管理及び難民認定法第52条の3第4項に基づく届出について、3①の「逃亡」及び「不法就労」には、それを行うに足る相当の理由があるときを含みます。  
 3 届出書の各項目は全て記載してください。また、記載欄が足りない場合は、別紙を提出してください。



## 監理人の責務

報告を求められたときは、報告をすること（監理人の報告）

- ✓ 主任審査官は、被監理者が監理措置条件等や届出義務を遵守しているか **確認する必要があるときは**、被監理者の生活状況や監理措置条件の遵守状況等の事項について、報告を求めることがある

- ✓ 例えば、
  - ・ 被監理者からの届出内容の信憑性を吟味するために必要があるとき
  - ・ 被監理者に逃亡や不法就労活動の疑いがあるとき など

※ 報告をしなかったり、虚偽の報告をしたときは、監理人の選定を取り消されることや処罰を受けることがある



# 監理人の要件

## 報告を求められたときは、報告をすること（監理人の報告）

※郵送でも可能

- ✓ 主任審査官が報告を求めるときは、監理人に対し、報告すべき事項などを記載した、**報告要求書**を交付する
- ✓ 報告要求書が交付されたときは、**報告の期限までに報告をしなければならない**

2	報告すべき事項
3	報告を求める理由
4	報告の期限 年 月 日 まで
5	報告等の提出先 〇〇出入国在留管理局〇〇部門（所在地： ）

別記第 19 号様式

年 月 日
<b>報告要求書</b>
殿
出入国在留管理局 支局 主任審査官
出入国管理及び難民認定法第 44 条の 3 第 5 項又は第 52 条の 3 第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求める。
記
1 報告を求める被監理者の身分事項等
男 女
(1) 氏 名 _____
(2) 生 年 月 日 _____ 年 月 日
(3) 国 籍 ・ 地 域 _____
(4) 監理措置決定番号 _____
2 報告すべき事項
3 報告を求める理由
4 報告の期限 年 月 日 まで
5 報告等の提出先 〇〇出入国在留管理局〇〇部門（所在地： ）
6 留意事項

(注意) 上記 4 に記載された期限までに報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、処罰を受けることがあります。



## 監理人となることを承諾

➤ 「監理措置決定を受けようとする外国人の監理人となることを承諾」

しているときは、**監理人承諾書兼誓約書**を提出

別記第2号様式

監理人承諾書兼誓約書

出入国在留管理庁  
出入国在留管理局 支局 主任審査官 殿

私は、出入国管理及び難民認定法第44条の3第2項から第5項までに規定する監理人の責務又は同法第52条の3第2項から第5項までに規定する監理人の責務を理解し、下記の者の監理人となることを承諾します。

また、私は、下記の者が監理措置に付されたときは、

- ・ 下記の者に法令を遵守させ、監理措置に付された条件に従わせること
- ・ 法令を遵守し、同法第44条の3第4項及び第5項又は第52条の3第4項及び第5項の規定に基づく届出・報告義務を履行することを誓約します。

記

1 氏 名 \_\_\_\_\_ 男 女

2 生 年 月 日 \_\_\_\_\_

3 国 籍 ・ 地 域 \_\_\_\_\_

承諾者兼誓約者  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

国 籍 ・ 地 域 \_\_\_\_\_

本人との関係 \_\_\_\_\_

年 月 日 \_\_\_\_\_

代表者氏名（法人その他の団体の場合に記入） \_\_\_\_\_

※ 裏面に続きます。

表

以下の事項について、該当するものに☑を記入し、署名してください。

1 次に掲げる責務を理解しました。 はい いいえ

- ① 監理人は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要な範囲内において、被監理者の生活状況を把握し並びに被監理者に対する指導及び監督を行う必要がある。
- ② 監理人は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保に資するため、被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。
- ③ 監理人は、法律に規定されている届出事由が発生したときは、主任審査官に対して必要な事項を届け出る必要がある。
- ④ 監理人は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるため、主任審査官から報告を求められたときは、求められた事項を報告しなければならない。

2 次のいずれにも該当しません。 はい いいえ

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- ② 暴力団員等がその事業活動を支配する法人である。

以上の記載内容は事実と相違ありません。  
署名 \_\_\_\_\_

裏

## 任務遂行の能力

- 監理人の任務遂行能力は、
    - ・ 監理人になろうとする者の**年齢、職業、収入、資産、素行**
    - ・ **監理人になろうとする者と外国人の関係**
    - ・ 監理人として選定された者に金銭を支払うこととしているときは、  
その額の相当性
- などを**総合的に勘案して判断**される

### 任務遂行能力が認められないもの（例）

- ・ 未成年者
- ・ 精神機能の障害により監理人としての任務を遂行するに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 在留資格を有していない外国人

## Q. 監理人の選定が取り消されることはありますか

A. 主任審査官は、次に該当する場合には、監理人の選定を取り消すことができることとされています。

- ・ 監理人が任務を遂行することが困難になったとき。
- ・ 監理人にその任務を継続させることが相当でない（※）と認められるとき。

※ 例えば、監理人が届出・報告義務に違反したときなどには、「相当でない」と判断されることがあります。

## Q. 監理人をやめることはできますか

A. 監理人を辞任する場合は、あらかじめ、主任審査官にその旨を届け出てください。

また、監理人を辞任する場合には、**辞任しようとする日の30日前まで**に、辞任する理由や、辞任する年月日などを被監理者の事務を担当している地方出入国在留管理官署に届け出るように努めてください。

## Q. 監理人が責務を果たさなかった場合には、どのような処罰を受けますか

A. 監理人の責務を果たさなかった場合には、「監理人にその任務を継続させることが相当でない」と判断され、監理人の選定が取り消されることがあります。

また、入管法第77条の2各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料（行政罰）に処する旨規定されています。

（参考）出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

**第七十七条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十四条の三第四項の規定による**届出**をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第四十四条の三第五項の規定による**報告**をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第四十四条の三第七項（第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による**届出**をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第五十二条の三第四項の規定による**届出**をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第五十二条の三第五項の規定による**報告**をせず、又は虚偽の報告をした者

## 監理措置決定の申請

- 監理措置決定申請に当たっては、例えば、次に掲げる資料を**地方出入国在留管理官署に提出**する必要がある

### 必要な書類（例）

※ 申請書等の書式はこちら→ [https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00047.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00047.html)

- ✓ 監理措置決定申請書
- ✓ **監理人承諾書兼誓約書**
- ✓ **監理人になろうとする者の身分等を証明する資料**（運転免許証や在留カードなどの身分証明書）
- ✓ 監理措置決定を受けようとする外国人の収入や資産を疎明する文書（通帳の写しや住民税の課税・納税証明書）
- ✓ 監理措置決定を受けようとする外国人が住む予定の住居を明らかにする資料（賃貸借契約書の写し等）
- ✓ 監理措置決定の申請をする理由を疎明する資料

**太字：監理人になろうとする者に係る資料**

必要な書類は、監理措置決定を受けようとする外国人の在留状況等に応じて変わるため、詳細については、地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

## 報酬を受ける活動の許可申請

- 報酬を受ける活動の許可の申請当たっては、例えば、次に掲げる資料を**地方出入国在留管理官署に提出**する必要がある

### 必要な書類（例）

※ 申請書等の書式はこちら→ [https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00047.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00047.html)

- ✓ 報酬を受ける活動の許可申請書
- ✓ 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（雇用契約書や労働条件通知書等）
- ✓ 就業予定機関の本店や事業所が日本にあることを疎明する資料（パンフレットや登記事項証明書等）
- ✓ 就業予定機関の直近3月分の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」の写し（領収日付印があるものに限る。）
- ✓ 被監理者の収入や資産を疎明する資料（通帳の写しや住民税の課税・納税証明書等）※
- ✓ 被監理者と生計を一にする親族等の収入や資産を疎明する資料（通帳の写しや住民税の課税・納税証明書等）※
- ✓ 監理人等からの援助の有無や額を疎明する資料 ※
- ✓ 被監理者が住んでいる住居の賃貸借契約書の写し ※

「※」の書類は、報酬を受ける活動に従事することが、被監理者の生計を維持するために必要であるかどうかを審査するために必要となる書類です。

## 指定住居変更申請

- 指定された住居を変更する必要があるときは、例えば、次に掲げる資料を **地方出入国在留管理官署に提出** する必要がある
  - ✓ 監理人と連名による申請書
  - ✓ 変更後の住居を疎明する資料
  - ✓ 住居変更の必要性を疎明するに足りる添付資料

※ 申請書等の書式はこちら→ [https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00047.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00047.html)

## 行動範囲拡大許可申請

- 指定された行動範囲外の場所に赴く必要があるときは、監理人と連名による申請書のほかに、行動範囲を拡大する目的、必要性、期間、予定、交通手段、同行者及び行動範囲拡大中の連絡手段を疎明するに足りる添付資料を地方出入国在留管理官署に提出 する必要がある

※ 申請書等の書式はこちら→ [https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00047.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00047.html)

監理措置に関して分からないことがあるときは、ホームページをご確認いただくか、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

- 監理措置制度について

[https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00045.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00045.html)

- 監理措置に関する各種申請

[https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00047.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00047.html)

- 監理措置に関するQ & A

[https://www.moj.go.jp/isa/08\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html)

